

広島県アルコール健康障害対策推進計画 概要版

平成 29（2017）年 3 月策定，令和 3（2021）年 10 月計画期間延長

広島県アルコール健康障害対策推進計画の概要

第 1 章 計画策定の趣旨

- 多量の飲酒，未成年者の飲酒，妊産婦の飲酒等の不適切な飲酒は，私たちの心身の健康障害（以下「アルコール健康障害」という。）の原因となります。
- アルコール健康障害は，本人の健康の問題だけではなく，その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高く，総合的かつ計画的に対策を推進することが必要です。
- アルコール健康障害対策の着実な推進を図るため，様々な関係者からなる連絡協議会を設置し意見を聴いて，本県の実情に即した計画を策定しました。

第 2 章 広島県における現状

1 飲酒者の状況

- 本県の多量飲酒者^{※1}の割合

区 分	成人男性	成人女性
平成 25（2013）年	3.6%	0.4%
平成 29（2017）年	3.7%	1.4%

【出典】平成 25(2013)年度及び平成 29(2017)年度広島県県民健康・栄養調査

※1 「①1日あたり5合以上，②1日あたり4合以上5合未満で頻度が週5日以上，③1日あたり3合以上4合未満で頻度が毎日」のいずれかに該当する人（1合：日本酒1合，ビール中ビン（500ml）1本，25%の焼酎100ml，ウイスキー60ml）

- 本県の未成年者の飲酒経験は 25.9%（平成 23（2011）年度広島県県民健康意識調査）でありゼロにはなっていません。
- 本県の妊娠中の飲酒割合は 0.7%（令和元（2019）年度健やか親子 21 実施状況調査）でありゼロにはなっていません。

2 アルコール健康障害の状況

- 平成 29（2017）年広島県人口におけるアルコール依存症者は，約 12,000 人と推計されます。

区 分	男性	女性	合計
アルコール依存症 (ICD-10) ^{※2}	9,100 人	2,900 人	12,000 人 ^{※3}

※2 世界保健機構（WHO）による国際疾病分類（ICD-10）診断基準該当生涯経験者数推計

※3 厚労省研究班調査による 100 万人あたり推計数（男性 0.41，女性 0.13）に広島県の 20 歳以上男女の人口を乗じて算出

- 県内でアルコール依存症の治療を受けている人は，令和元（2019）年で約 1,400 人であり，多くのアルコール依存症者がアルコール依存症の治療を受けていないと推定されます。

区 分	入院 ^{※4}	通院 ^{※5}	合計
治療中のアルコール依存症者	558 人	813 人	1,371 人

※4 精神保健福祉資料

※5 自立支援医療（精神作用物質使用による通院治療患者）

広島県アルコール健康障害対策推進計画 概要版

第3章 計画の概要

1 目指す姿

不適切な飲酒の防止により、本人の健康問題及び重大な社会問題の発生を低減し、安心して暮らすことのできる社会を実現

2 基本的な方向性

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

3 計画の位置付け

アルコール健康障害対策基本法（平成 25（2013）年法律第 109 号）第 14 条第 1 項に基づく都道府県計画として策定し、アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施します。

4 計画期間

平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度までの 7 年間とします。

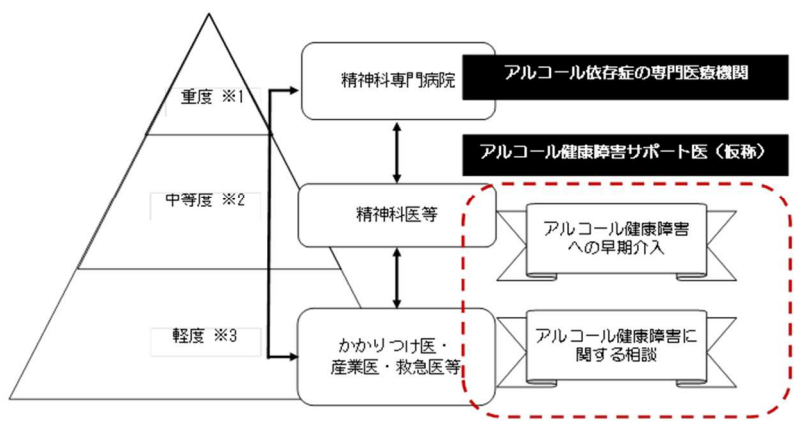
基本的な方向性	発生予防（一次予防）	進行予防（二次予防）	再発予防（三次予防）
	(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	(2) 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり	(3) 医療における質の向上と連携の促進 (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
重点施策	<input type="checkbox"/> 飲酒に伴うリスクに関する正しい知識の普及 ・未成年者、妊産婦等の特に配慮を要する者に対する教育・啓発 ・アルコール依存症者に関する正しい知識・理解の促進	<input type="checkbox"/> 適切な支援につなぐ仕組みの構築 ・本人や家族が相談しやすい窓口の整備 ・飲酒運転、DV、自殺未遂等を起こしアルコール依存症が疑われる者を相談窓口等につなぐ仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ・アルコール健康障害への早期介入 ・アルコール依存症治療等の拠点となる専門医療機関の整備 ・治療、回復支援につなぐための連携体制の推進	
目標設定	多量飲酒する人の割合 現状(H29) → 目標(R5) 男性 3.6% → 男性 3.2% 女性 0.4% → 女性 0.2%	相談件数 現状(H29) → 目標(R5) 2,174件 → 2,400件	アルコール健康障害サポート医養成数 現状(H29) 0人 → 目標(R5) 150人 アルコール健康障害サポート医による紹介件数 現状(H29) 0件 → 目標(R5) 1,600件
基本的施策	> 教育、広報・啓発の推進等 > 不適切な飲酒の誘因の防止	> 健康診断及び保健指導 > 医療の充実 > 飲酒運転等をした者に対する指導等 > 相談支援等	> アルコール依存症に係る医療の充実 > 社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援
指標	普及啓発事業実施市町 12市町(H27) → 23市町(R5)	国の指定基準によるアルコール依存症専門医療機関の設置 0箇所(H29) → 1箇所以上(R5) アルコール健康障害相談員の配置 4保健所・支所 7市町(H29) → 7保健所・支所 23市町(R5)	情報交換会(連絡会等)の開催圏域数 4圏域(H27) → 7圏域(R5)

広島県アルコール健康障害対策推進計画 概要版

第4章 施策の方向と具体的取組み

	基本的施策	施策項目	指標
発生予防	教育、広報・啓発の推進	飲酒が心身に及ぼす影響等の学校における教育	○普及啓発事業実施市町 現状（H27）：12市町 目標（R5）：23市町
		P T Aの研修等を通じた保護者等への啓発	
不適切な飲酒の誘引の防止	各医療保険者等と連携した職域での飲酒リスクの周知		
	母子健康手帳交付時における妊娠中や授乳期の禁酒の勧奨		
健康診断及び保健指導	運転免許更新時講習等における周知		
	スクリーニング実施及び受診勧奨の推進	○国の指定基準によるアルコール依存症専門医療機関の設置 現状（H28）：0箇所 目標（R5）：1箇所以上	
医療の充実	節酒指導等を行うアルコール健康障害相談員の養成		
	飲酒運転等をした者に対する指導等	かかりつけ医等をアルコール健康障害に関して気軽に相談できるアルコール健康障害サポート医（仮称）として養成	○アルコール健康障害相談員の配置 現状（H28）：4保健所・支所 7市町 目標（R5）：7保健所・支所 23市町
精神神経科診療所精神科医等をアルコール健康障害に早期介入するアルコール健康障害サポート医として養成			
相談支援等	依存症等の疑いがある場合に相談拠点（窓口）を紹介		
	アルコール健康障害対策庁内連絡会議において、相談・治療につなげるための具体的な方策を検討		
再発予防	アルコール依存症に係る医療の充実	市町、保健所等を相談拠点（窓口）として明確化	○情報交換会（連絡会等）の開催 現状（H27）：4圏域 目標（R5）：7圏域
		アルコール健康障害相談員の養成	
社会復帰の支援・民間団体の活動支援	アルコール依存症が回復する病気であることの啓発	入院治療後に地域で必要な指導等を行う体制の整備	
		相談拠点（窓口）と自助グループ等との情報交換会	

アルコール健康障害に係る医療連携のイメージ図



※1 重度：「アルコール依存症者群」※2 中等度：「アルコール依存症と診断されていないが、危険、有害なアルコール使用者群」※3 軽度：「アルコール依存症と診断されていないが、習慣飲酒群や何らかのアルコール問題が認められる群」

- 飲酒に伴うリスク**
- 習慣飲酒は生活習慣病の原因に
 - アルコールには発がん性がある
 - アルコールには依存性がある
 - 妊婦が飲むとアルコールは胎盤から胎児へ
 - 女性は害を受けやすい
 - 深刻なDVの多くは飲酒時に起きる
 - イッキ飲みは死を招く
 - 未成年者はアルコールの分解能力が未発達
 - アルコールは睡眠の質を落とす
 - 前夜の飲み方で、翌朝、酒気帯びのおそれ
 - 飲酒運転の背景に多量飲酒や依存症も
 - ホームにおける人身事故の6割が酔客
 - アルコール・うつ・自殺は「死のトライアングル」

広島県アルコール健康障害対策推進計画 概要版

第5章 推進体制等

- 対策の推進に当たっては、アルコール関連問題に取り組む関係機関・団体との連携を図ります。
 - ・ 「広島県アルコール健康障害対策連絡協議会」において、本計画の取組の成果と課題を検証し、計画の見直しを行います。
 - ・ 関連施策担当部局で構成する「アルコール健康障害対策庁内連絡会議」において相互に必要な連絡・調整を行い、連携してアルコール依存症者が相談・治療につながるよう取り組みます。
- アルコール依存症の実態把握に関する国の調査研究を踏まえ、本県におけるアルコール依存症の実態把握について検討を行います。

広島県健康福祉局疾病対策課

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

T E L 082-513-3069

F A X 082-228-5256